

## 中小企業投資促進税制の改正

**Q** 平成18年度の税制改正において、中小企業投資促進税制（中小企業者が機械を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度）の見直しが行なわれたと聞いていますが、どのような見直しがなされたのですか。

**A** 中小企業者が機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除の選択適用を認める中小企業投資促進税制の期限が、平成18年3月31日に到来したが、適用対象に一定のソフトウェアとデジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具備品を除外する等の見直しを行なった上で、その期限を2年間延長する。

### <改正前の制度>

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人が、特定機械装置を取得して、その法人の営む事業の用に供した場合には、その特定機械装置について計算される通常の償却費のほか、取得価額の30%相当額の特別償却又は取得価額の7%相当額の税額控除いずれかの選択適用が認められる。ただし、税額控除は、中小企業者のうち、資本金3,000万円以下の法人又は協同組合に限り適用され、その事業年度の所得に対する法人税額の20%を限度とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しを認める。適用対象となる特定機械装置は、次の減価償却資産である。

機械及び装置については、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの  
事務処理の能率化等に資する「一定の器具及び備品」で1台又は1基の取得価額の合計額が120万円以上のもの。ここでいう「一定の器具及び備品」とは、電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクロファイル設備、ICカード利用設備及び冷房用又は暖房用機器で一定の機能を有するもの並びにこれらと同時に設置する附属機器をいう。

車両重量が3.5トン以上の普通自動車で貨物の運送の用に供するもの

一定の要件を満たすリースによって導入した特定機械装置についても、これを事業の用に供した場合には、リース費用の総額の60%相当額(基準リース料)について7%相当額の税額控除が適用できる。ただし、その事業年度の所得に対する法人税額の20%を限度(上記の取得分に係る税額控除がある場合には、その金額を控除した残額)とし、控除できなかった金額については1年間の繰越しを認める。適用対象となるリース機械装置とは、次のリース資産をいう。

機械及び装置で1台又は1基のリース費用の総額が210万円以上であるもの
事務処理の能率化等に資する一定の器具及び備品で1台又は1基のリース費用の総額が160万円以上であるもの。「一定の器具及び備品」の範囲は、取得の場合と同様である。
車両総重量が3.5トン以上の普通自動車で貨物の運送の用に供されるもの

#### < 18年度改正の内容 >

対象となる特定機械装置及びリース特定機械装置に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、電子計算機以外の器具備品を除外した上、その適用期限を2年延長する。

加えられるもの	デジタル複合機(政令で定めるもの) 取得価額70万円以上(リースの場合にはリース料の総額が100万円以上)のソフトウェア(政令で定めるもの)
除外されるもの	デジタル複写機 ファクシミリ デジタル交換設備 デジタルボタン電話設備 電子ファイリング設備 マイクロファイル設備 ICカード利用設備 冷房用及び暖房用機器

#### < 適用時期 >

上記の改正は、法人が平成18年4月1日以後に取得又はリースにより導入するものに適用し、同日前に取得又はリースにより導入したものについては、なお、従前の例による。